

入札時には、入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

- ① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）
- ② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）
- ③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※ 提出後の訂正はできません。

※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※ ②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

※ ③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書 (買受申出人 (法人) 代表者用)			
盛岡地方裁判所		支部 執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 ☒ 令和	〇〇 年 (ケ、ヌ) 第〇〇号	物件番号 「1、2」「1～3」等の物件番号を記入して下さい。
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	☐	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の□にチェックを入れ、上記の別紙を添付してください。	
(陳述書作成日)令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
買受申出人 (法人)	代表者	法人の所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇 岩手県盛岡市内丸9番1号
		法人の名称	株式会社〇〇〇〇
		(フリガナ)	ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇〇
		代表者氏名	代表取締役 〇〇〇〇 (印)
	役員	別紙「買受申出人 (法人) の役員に関する事項」のとおり	

法人の場合、役員全員分の住所や氏名等を記入し、提出する必要があります。忘れずに添付してください。

入札書や陳述書は、盛岡地方裁判所執行官室(☎019-651-7666)で配布するほか、BITからもダウンロードすることができます(「手続案内」→「入札等の手続きについて」→「入札書式のダウンロード」)。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 8月 7日

盛岡地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 北 條 秋 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 8月22日 午前 9時00分から 令和 7年 8月29日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 9月 5日 午前10時00分 場 所 盛岡地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 9月19日 午後 1時00分 場 所 盛岡地方裁判所第2民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者(国や都道府県、債務者でない所有者等)に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 8月 7日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	14, 020, 000 11, 216, 000		2, 804, 000	105, 599	15, 507



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 盛岡市下ノ橋町58番地4

建物の名称 サンシティ下ノ橋

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 下ノ橋町58番4の203

建物の名称 203

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 2階部分 70.66平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 盛岡市下ノ橋町58番4

地 目 宅地

地 積 853.57平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 304160分の7668



物 件 明 細 書

令和 7年 7月15日

盛岡地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 北 條 秋 美

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。)



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 盛岡市下ノ橋町58番地4

建物の名称 サンシティ下ノ橋

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 下ノ橋町58番4の203

建物の名称 203

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 2階部分 70.66平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 盛岡市下ノ橋町58番4

地 目 宅地

地 積 853.57平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 304160分の7668



令和7年(ケ)第4号
令和7年1月27日受理
令和7年2月28日提出

現況調査報告書

盛岡地方裁判所

執行官 藤 井 浩

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1（一棟の建物の表示）

所 在 盛岡市下ノ橋町 5 8 番地 4

建物の名称 サンシティ下ノ橋

（専有部分の建物の表示）

家 屋 番 号 下ノ橋町 5 8 番 4 の 2 0 3

建物の名称 2 0 3

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 2 階部分 7 0 . 6 6 平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号 1

所在及び地番 盛岡市下ノ橋町 5 8 番 4

地 目 宅地

地 積 8 5 3 . 5 7 平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 3 0 4 1 6 0 分の 7 6 6 8

不動産の表示	『物件目録』のとおり	
住居表示	盛岡市下ノ橋町6番8-203号	
建物	物件1	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居(空き家)として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
管理費等の状況	☒ 下記のとおり(月額) 管理費 1万2500円 修繕積立金 2万7800円 町内会費 300円 円 円	令和7年2月10日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある R6年4月分～R7年2月分 計44万6600円 ☐ 不明
管理費等照会先	日本ハウズイング株式会社	
その他の事項	『その他の事項』のとおり	
敷地権	符号1	
現況地目	☒ 宅地(符号1) ☐ 公衆用道路(符号) ☐ (符号)	
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
敷地権の種類	☒ 所有権(符号1) ☐ 地上権(符号) ☐ 賃借権(符号) ☐ (符号)	
その他の事項	『その他の事項』のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
敷地権以外の土地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、『■』の箇所の記載のとおり

その他の事項

■物件1建物関係

- 1 本建物は、14階建マンション「サンシティ下ノ橋」(店舗1室、住居39室)の2階にある3LDKの住居である。
- 2 関係人の陳述及び建物内の状況から、本建物はその所有者Aが空き家の住居として管理し、占有しているものと認められる。
- 3 「サンシティ下ノ橋」の管理規約第22条によると、管理費等については、①管理費、②管理基金、③修繕積立金、④修繕積立基金、⑤駐車場使用料及び⑥水道料と定められている。そして、同規約第23条においては、管理組合が管理費等について有する債権は、区分所有者の特定承継人に対しても行使できる旨定められている。

■物件1敷地権の目的である土地符号1関係

- 1 公図上、本土地の北東側が盛岡市所有の公衆用道路(58番3、58番2)に接面している。現況、本土地の北東側が幅員約7.5メートルの舗装市道「開運橋明治橋2号線」に接面している。
- 2 本土地には平場の駐車場が5台分(うち、店舗用が1台分)、機械式駐車場が15台分、駐輪場(43台分)、ゴミ集積場及び受水槽が備え付けられている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

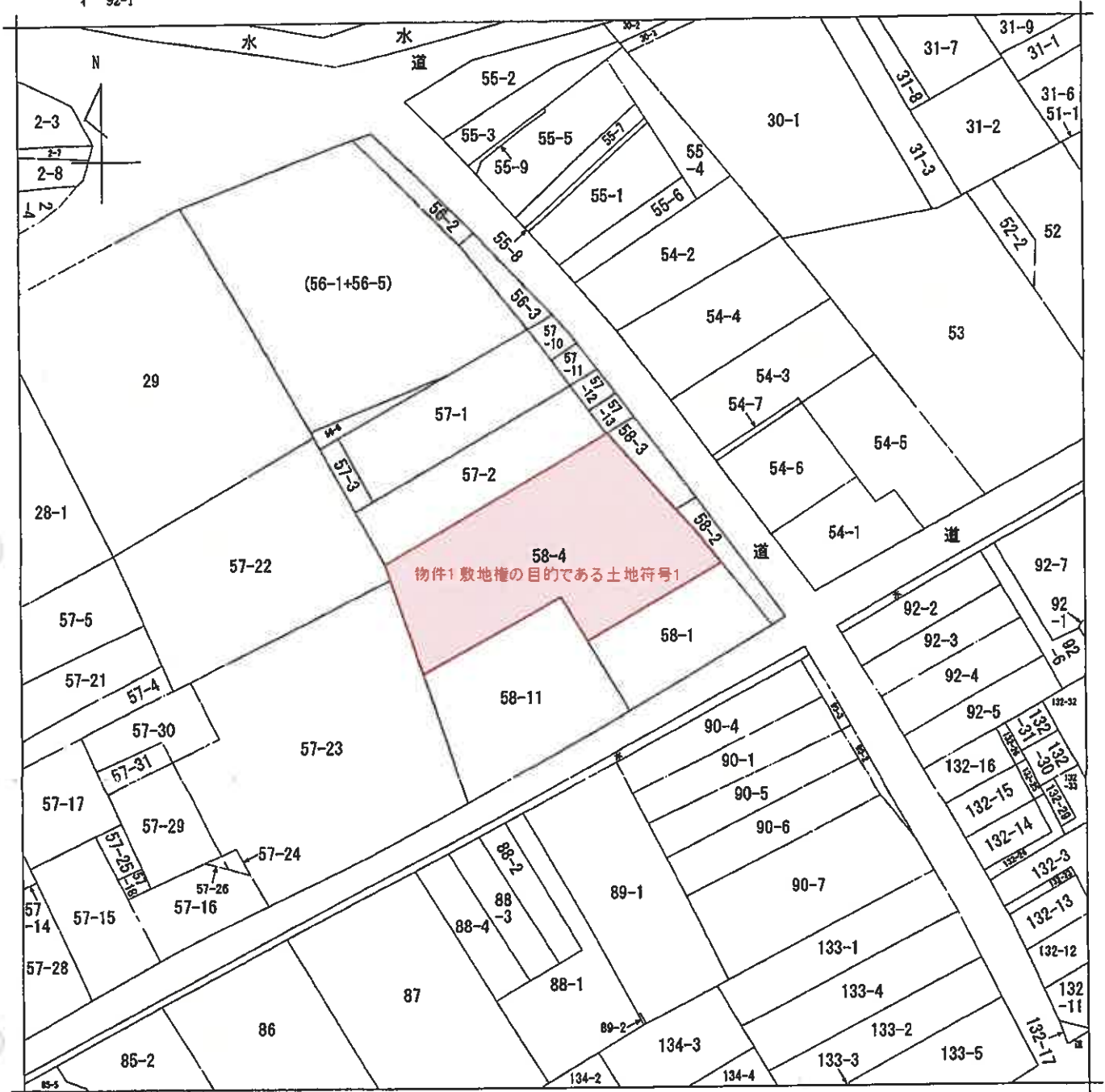
関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■マンション管理人	203号室の方は、物件を購入して以来、一度も入居したことがないはず です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年 1月28日 (火) 16:00- :	執行官室 (郵便)	盛岡地方法務局へ登記関係資料申請 (2/3着)
R7年 1月30日 (木) : - :	盛岡市役所	所有者Aの固定資産税名寄せ等申請、受領 (事務員)
R7年 2月 5日 (水) 16:00- :	執行官室 (郵便)	マンション管理会社へ管理費等に関する照会書送付 (2/12回答)
R7年 2月 7日 (金) 16:00- :	執行官室 (郵便)	所有者Aあてに現況調査日時通知書及び占有関係照会書送付 (回答なし)
R7年 2月20日 (木) 14:30-14:40	物件所在地	マンション管理人から事情聴取
R7年 2月20日 (木) 15:30-15:35	執行官室 (電話)	マンション管理会社担当者から事情聴取 (管理費等の滞納期間は令和6年4月から令和7年2月までの分である旨確認)
R7年 2月26日 (水) 9:50-10:20	物件所在地	物件に立入調査。評価人同行
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

4 92-1



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
下ノ橋町

請 求 部 分	所 在 盛岡市下ノ橋町					地 番	58番4			
出 力 縮 小 率	1/600	精 度 区 分		座 標 系 又 号 番 号 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)			補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(盛岡地方法務局管轄)

令和7年1月8日

広島法務局

地図整理番号: M02828

登記官

(1/1)

登記年月日：平成13年7月2日

800175

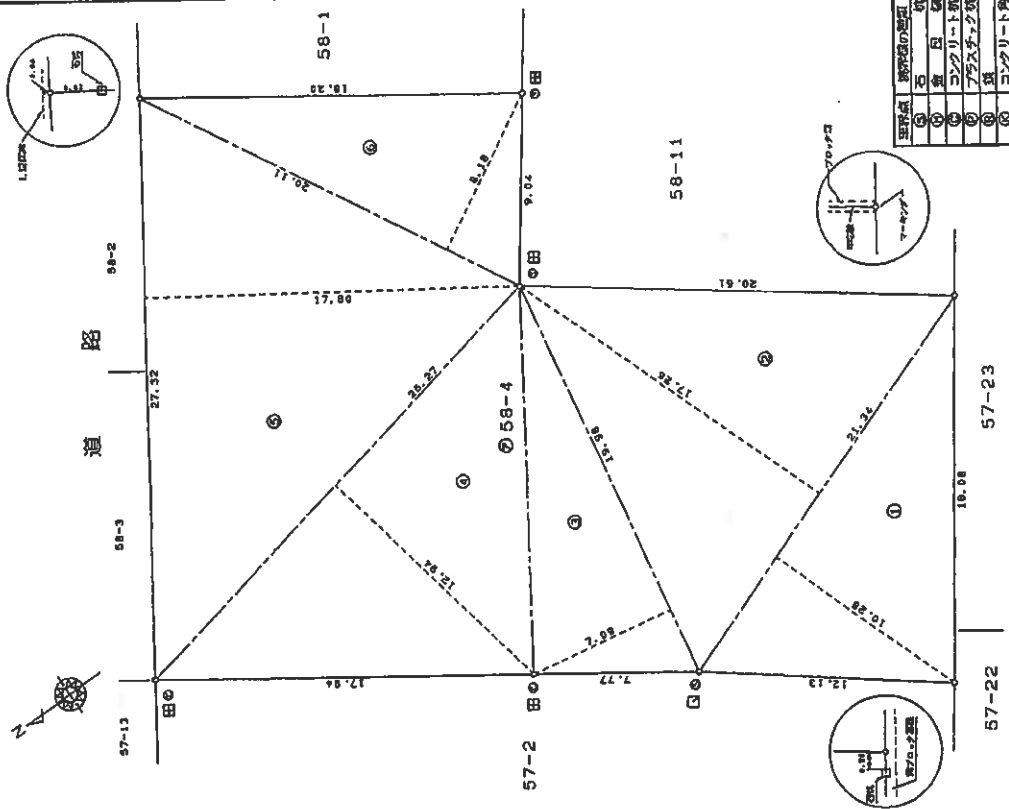
地番 58-4

地積測量図

土地の所在 盛岡市下ノ橋町

求積表

地番	②	58-4	延 び	延 び	延 び	延 び
①	21.34	10.28	219.375200			
②	21.34	17.26	368.328400			
③	19.98	7.09	141.658200			
④	25.27	12.94	326.993800			
⑤	27.32	17.60	486.286000			
⑥	20.11	8.18	164.459800			
合 計			1707.151400			
合 計			853.5757000			m ²



(日図第9)

作製者

土地家屋調査士

(平成13年 6月18日作成)

申請人

縮尺 1/250

(日本土地家屋調査士会 会用品)

平成13.7.2

これは図面に記録されている内容を証明した図面である。

(盛岡地方支庁局 管轄)

令和7年1月8日

広島支庁局

登記官

(7枚目)

登記年月日：平成13年11月13日

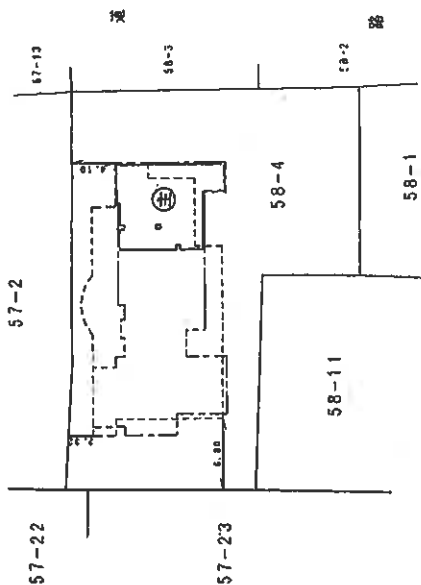
建筑物剖面图

家屋番号	下ノ橋町 58番4の203
------	------------------

盛岡市下ノ橋町58番地4

圖面階各

932667



区分した建物の存する部分2階部分
建物の番号203

$$\frac{1}{500}$$

平成 13.11.13

求 積 数	$\times 0.30 =$	1 092000
	$\times 0.40 =$	0 862400
	$\times 0.40 =$	2 565600
	$\times 3.020 =$	24 764000
	$\times 0.440 =$	0 884400
	$\times 0.440 =$	2 538800
	$\times 1.450 =$	11 890000
	$\times 0.400 =$	3 100000
	$\times 2.160 =$	17 712000
	$\times 2.030 =$	5 252000

合計	70.665200
床面積	70.66 m ²

縮尺	1/250
----	-------

成 1 年 1 月 29 日作製)

調查士會連合會用紙)

(日 期 12)

これは図面に記録されている内容を証明した番面である。

(盛岡地方方法務局管轄)

令和7年1月8日

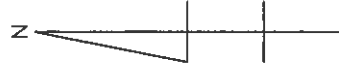
広島法務局

藥品價

(8 枚目)

土地建物位置関係図

※ 土地の形状等及び建物等の位置関係は、概略を記載したものである。



57-2

在道「昭和三十九年度～昭和三十九年度」

物件1専有部分
(203)

57-22

一棟の建物「サンシティ下ノ橋」

物件1敷地権の目的である土地符号1 (58-4)

57-23

58-11

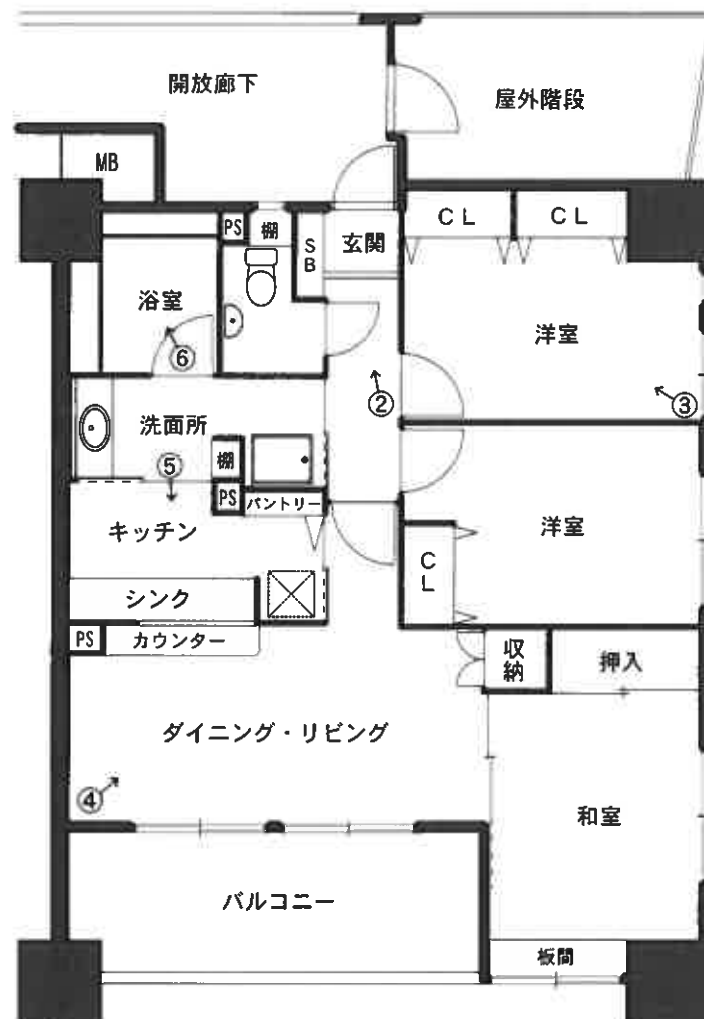
58-1

①

S≒1/300

←○印は写真撮影場所であり、○印中の数字は写真番号である。

建物間取図 (物件 1 専有部分)



(建物の存する部分 2 階)

←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。

写 真 1



写 真 2



写 真 3



写 真 4



写 真 5



写 真 6



令和7年(ケ)第
令和7年2月26日
令和7年3月3日
4号
現地調査
評価

盛岡地方裁判所第2民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
吉田 勇光

第1 評価額

物 件 番 号	評 価 額
物件 1	金 14,020,000円

① 滞納管理費等相当額を控除した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 建物の名称 家屋番号 建物の名称 種 類 構 造 床 面 積 土地の符号 所在及び地番 地 目 地 積 土地の符号 敷地権の種類 敷地権の割合	(一棟の建物の表示) 盛岡市下ノ橋町58番地4 サンシティ下ノ橋 (専有部分の建物の表示) 下ノ橋町58番4の203 203 居宅 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建 2階部分 70.66㎡ (敷地権の目的である土地の表示) 1 盛岡市下ノ橋町58番4 宅地 853.57㎡ (敷地権の表示) 1 所有権 304160分の7668	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況・利用状況等

位置・交通	J R 東北本線「盛岡」駅の南東方・道路距離約 1, 9 4 0 m 最寄バス停「下の橋町」の北西方約 1 5 0 m (徒歩約 2 分) (別添「位置図」参照)	
付近の状況	対象物件の存する地域は、盛岡市中心市街地に位置する商住混在地域である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 商業地域 (南西端は第一種住居地域) 8 0 % (南西端は 6 0 %) 4 0 0 % (南西端は 2 0 0 %) 準防火地域 都市計画道路「3・5・57 下ノ橋南大通線 W15m」 市街地景観地域 浸水想定区域 (0.5m 以上 3.0m 未満)
画地条件	地積 間口 奥行 形状 その他	8 5 3 . 5 7 m ² 約 2 7 . 3 m 約 3 8 m ほぼ整形 中間画地 略等高 平坦地
接面道路の状況	北東側幅員約 7.5m 舗装市道「開運橋明治橋 2 号線」 (建築基準法第 42 条第 1 項 1 号)	
土地の利用状況等	物件 1 の建物「サンシティ下ノ橋」の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 あり 下水道 あり (注)「あり」とは当該供給処理施設が対象物件の敷地内に引込まれていることをいう。「なし」とは対象物件の敷地内に引込まれていないことをいう。	
特記事項	登記簿の履歴及び現地調査の範囲では土壌汚染の端緒は認められなかったが、当該調査は試料採取・分析を行うものではないため、汚染の有無は指定調査機関等の専門家による土壌汚染状況調査でなければ確定はできない。 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。	

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	サンシティ下ノ橋
建物の用途	共同住宅（一部店舗）
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成13年10月25日新築 経過年数 23年 経済的残存耐用年数 27年
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根14階建
仕様	基礎 鉄筋コンクリート造 外壁 吹付タイル、タイル貼
設備等	総戸数 住戸39戸（他に店舗1室） エレベーター 1基（9人乗） エントランス 自動ドア 駐車場 20台（内昇降式3段15台） 駐輪場 あり 集会場 あり（ラウンジ） 各室にインターフォンあり（エアコン各自）
建物の品等	普通
管理の形態等	管理組合 あり 管理方式 委託 管理会社 日本ハウズイング株式会社 管理形態 管理員あり、管理人室あり 日勤（8時～17時 土・日・祝祭日・年末年始を除く）
管理の状態	普通
特記事項	直近では平成26年に大規模修繕が行われたとのことである。

(2) 専有部分の概要 (物件 1)

構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建
位 置	2 階部分 (203 号室) 主要開口部の方位：南東向き
床 面 積	登記と同じ
間 取 り	3LDK、角部屋、バルコニーあり (建物間取図の通り)
仕 様	天 井 クロス貼他 床 フローリング、カーペット、畳他 内 壁 クロス貼他 設 備 電気、給排水設備等一式 その他 インターフォン (注) 専有部分に付属する各種設備については動作確認まではできないため、 使用可能か否かは不明である。
保守管理の状態	普通
管 理 費 等	管 理 費 12,500円/月額 修繕積立金 27,800円/月額 町内会費 300円/月額 駐車場使用料 使用なし 滞 納 額 計446,600円 (令和7年2月10日現在) 令和6年4月分～令和7年2月分
専有部分の 利用状況等	現況は、建物所有者が本建物を住居 (空き家) として占有している。
特 記 事 項	近時にリフォーム (内装クロスの貼替、浴室取替等) が行われていると推察される。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

物件 番号	基準階の比準価格 (円/㎡) ア	個別格差 (階層・位置・品等程度) イ	専有面積 (㎡) ウ	比準価格 (円) ア×イ×ウ÷エ
1	290,000	1.029	70.66	21,090,000

ア 基準階の比準価格

近隣地域及び同一需給圏内の類似地域にある同類型の区分所有建物の取引事例等を収集分析し、各種補正及び価格形成要因の比較を行って、基準階専有部分（3・4階部分）の1㎡当たりの比準価格を査定した。

イ 個別格差 … 階層別効用比 -2.0%（2階）、位置別効用比 +5.0%（角部屋）、品等程度 ±0.0%（相乗積 +2.9%）

2 評価額の判定

前記により求めた比準価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価を考慮して評価額を求めた。

物件 番号	比準価格 (円) ア	市場性 修正率 イ	競売市場 修正率 ウ	滞納管理 費等相当 額の減価 エ	評価額 (円) ア×イ×ウ×エ
1	21,090,000	1.00	0.70	0.95	14,020,000

イ 市場性修正：地域における中古マンション市場の取引動向等を考慮した。

ウ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

エ 滞納管理費等相当額の減価：調査時点の滞納額及び代金納付に至る間の管理費、修繕積立金等の滞納相当額を割合として控除した。

第6 附属資料の表示

位置図

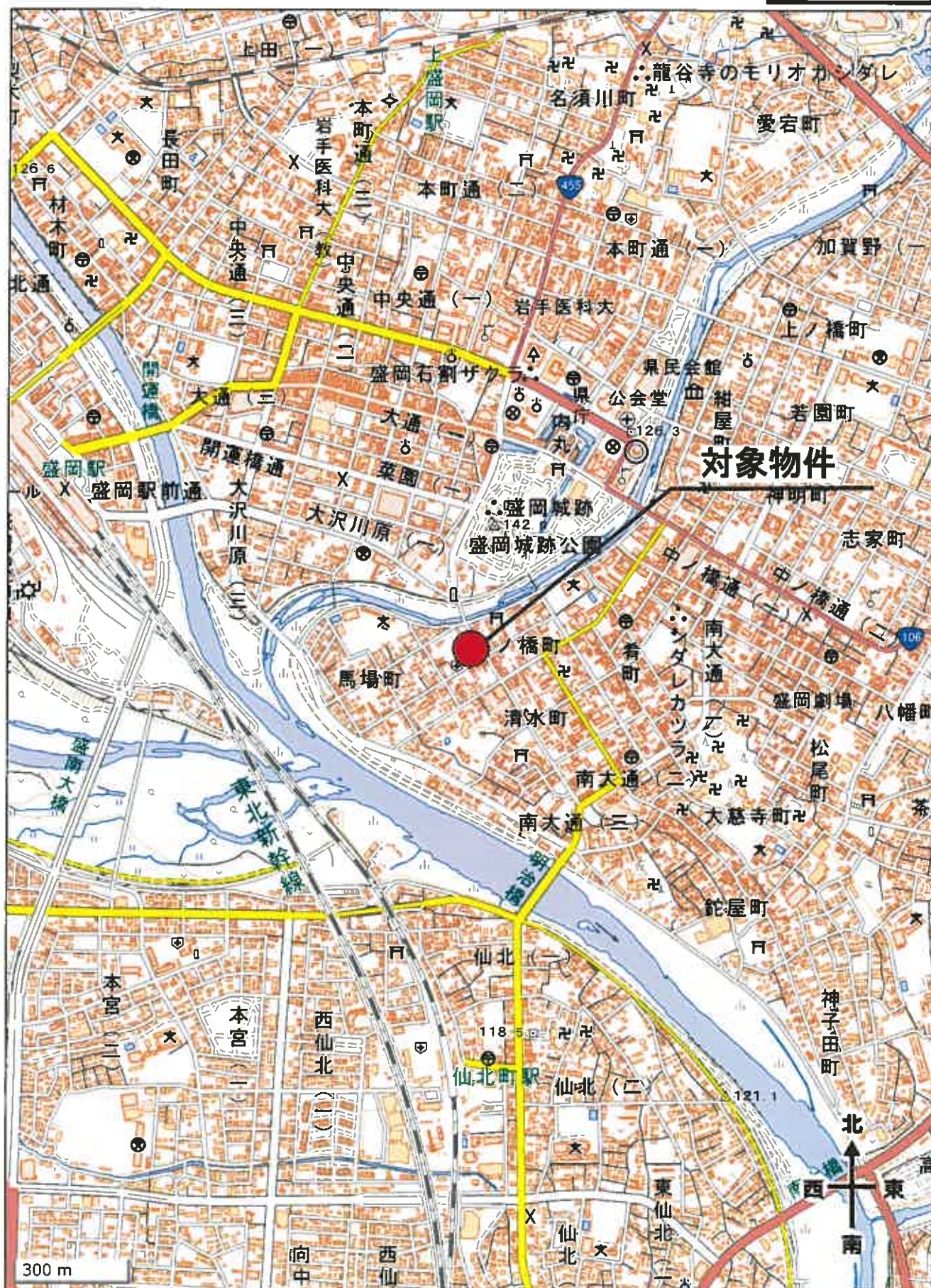
公図写

地積測量図写

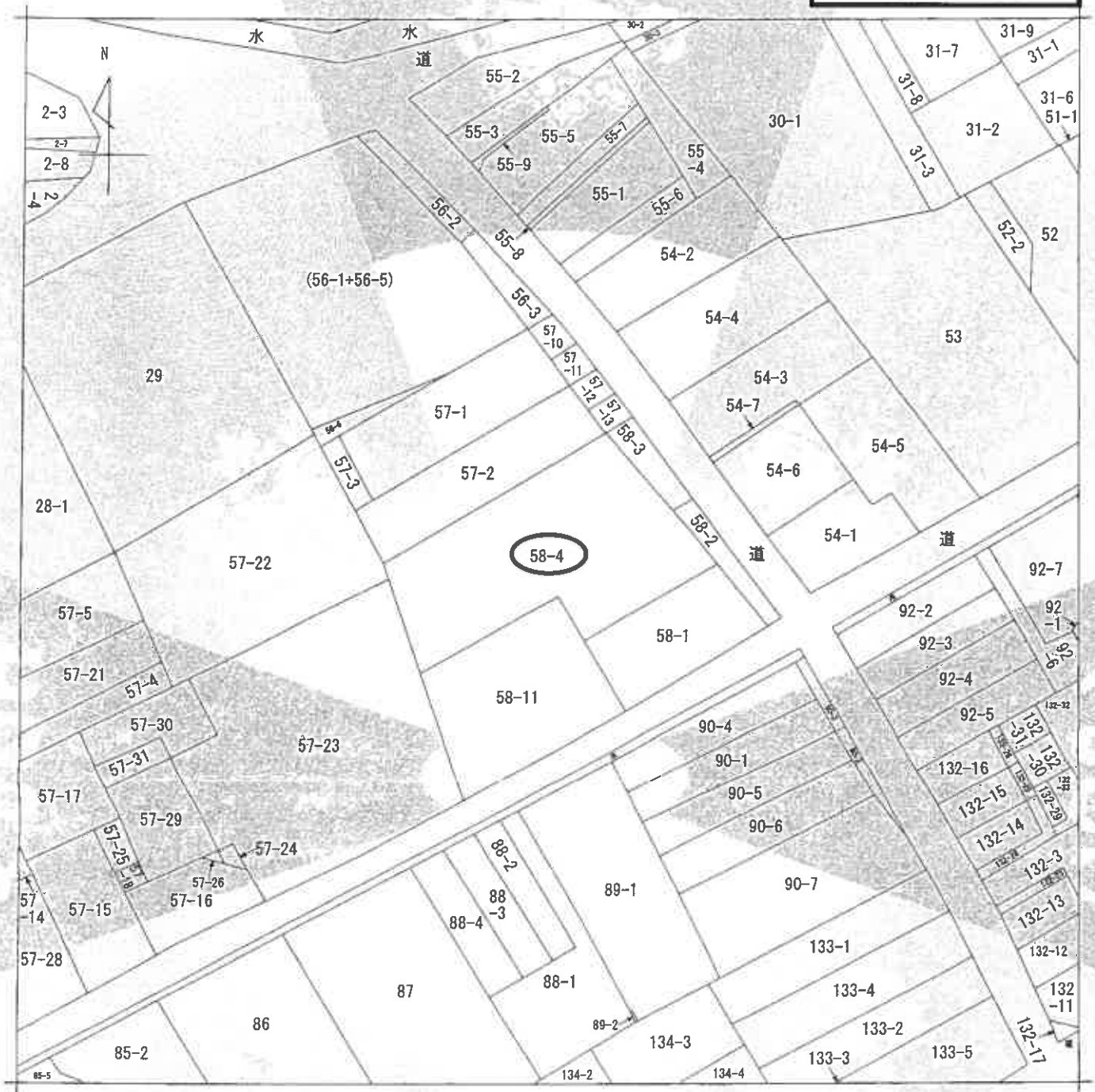
建物図面・各階平面図写

間取図

以 上







(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
下ノ橋町

請 部 分	所 在	盛岡市下ノ橋町				地 番	58番4			
出 縮 力 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 又 番 号 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(盛岡地方務務局管轄)

令和7年1月8日

広島法務局

地図整理番号：M02828

登記官

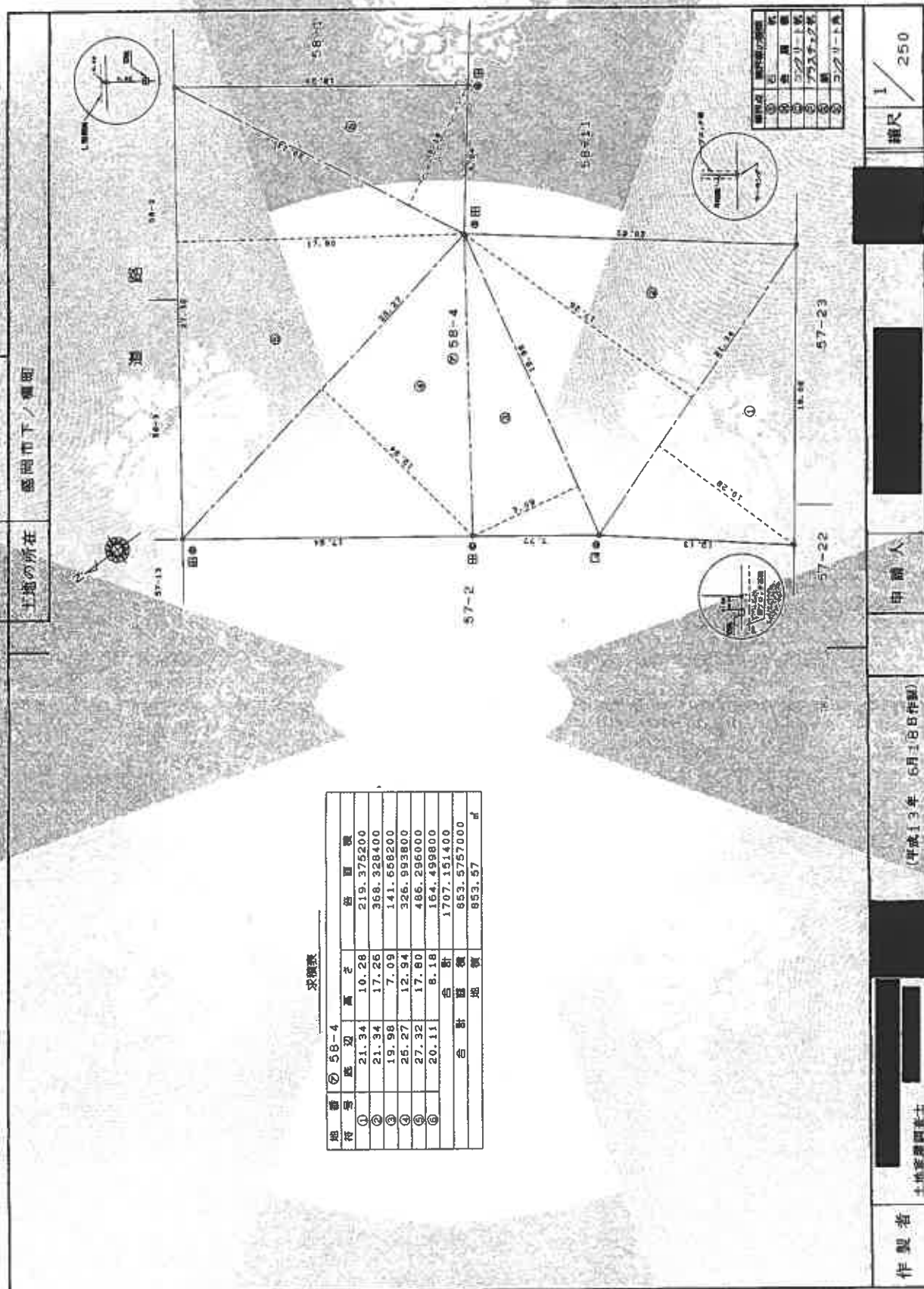
800175

地積測量図

地番	58-4
土地の所在	盛岡市下ノ瀬町

求積表

地番	① 58-4	②	③	④	⑤	⑥	合計
符号	21.34	10.28	21.34	17.26	19.98	7.09	141.658200
面積	219.375200	368.328400	141.658200	326.993800	486.296000	164.499800	1707.151400
合計	853.5757000	853.57					



(図面等)

作製者	土地家屋調査士	申請人	縮尺	1/250
(平成13年 6月18日作製)		平成13.7.2		

(印)

A4版に縮小

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(通例地方自治体事務課)
令和7年1月8日 広島市役所

登記簿

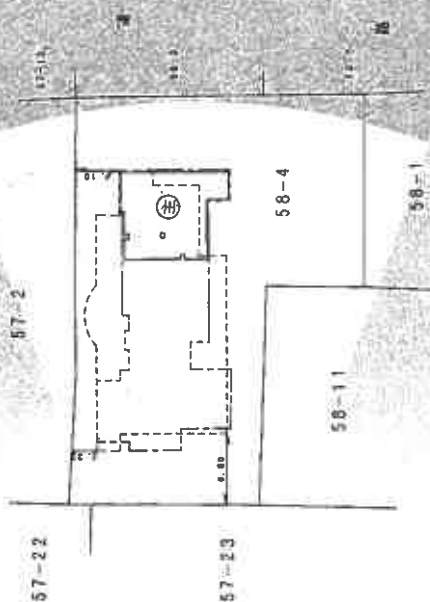
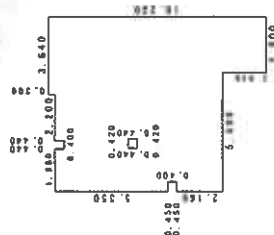
建物図面
各階平面図

932667

家屋番号
下ノ郷町
58番地の203

建物の所在
盛岡市下ノ郷町58番地4

求積表	
3.640 x 0.300 =	1.092000
1.960 x 0.440 =	0.862400
5.840 x 0.440 =	2.569600
8.200 x 3.020 =	24.764000
2.010 x 0.440 =	0.884400
5.770 x 0.440 =	2.538800
6.200 x 1.450 =	8.990000
7.750 x 0.400 =	3.100000
8.200 x 2.160 =	17.712000
2.600 x 2.020 =	5.252000
合計	70.665200
床面積	70.66 m ²



区分した建物の各部分2階部分
建物の番号203

(目録第12)

作製者 土佐 建設	1町 2和作製	縮尺 1/250	申請人	縮尺 1/500
-----------------	---------	-------------	-----	-------------

平成 13.11.13

(日本土地建物測量士会連合会印)

問取図

